

議案第6号

朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定について

朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

子の権利利益を定めた関係法の規定から親権者の懲戒権に係る規定の削除等を行う民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）の一部が令和4年12月16日から施行されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の運営に係る改正基準が同日付で施行されたため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年朝来市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号資料

朝来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(懲戒に係る権限の乱用禁止)</u> 第26条 <u>特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を乱用してはならない。</u></p>	第26条 <u>削除</u>